

## 医療施設運営費等補助金（診療所承継・開業支援事業 （地域への定着支援事業））交付要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師の確保が困難な地域などを「重点医師偏在対策支援区域」（以下「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付するため、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象事業）

第2 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

令和7年8月8日7医看第139号長野県健康福祉部長通知「令和7年度 長野県診療所承継・開業支援事業実施要綱」に基づいて、診療所を承継又は開業する開設者が行う診療所の運営事業

（交付額の算定方法）

第3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額以内とする。

| 1 基準額                 | 2 対象経費            |
|-----------------------|-------------------|
| 1 か所当たり次により算出された額の合計額 | 診療所の運営に必要な次に掲げる経費 |
| (1)ア. 診療日数1～129日      | 職員基本給             |
| 6,200千円＋(71千円×実診療日数)  | 職員諸手当             |
| イ. 診療日数130～259日       | 非常勤職員手当           |
| 6,200千円＋(77千円×実診療日数)  | 報償費               |
| ウ. 診療日数260日以上         | 旅費                |
| 6,200千円＋(87千円×実診療日数)  | 備品費（単価50万円未満に限る。） |
| (2)訪問看護による加算額         | 消耗品費              |
| 25,000円×訪問看護日数        | 材料費               |
|                       | 印刷製本費             |
|                       | 通信運搬費             |
|                       | 光熱水料              |
|                       | 借料及び損料            |
|                       | 社会保険料             |
|                       | 雑役務費              |

(交付の条件)

第4 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助金の交付の目的に従い、適切な計画のもとに医療の確保に努めなければならない。
- (2) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合（配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。）には、速やかに知事に申請してその承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。）には、速やかに知事に申請してその承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けなければならない。
- (5) 民間団体にあつては、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産を知事の承認を受けて処分することにより収入があつた場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成し、当該調書及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。  
なお、知事は報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部を県に納入させることがある。

(交付申請等)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、医療施設運営費等補助金（診療所承継開業支援事業補助金（地域への定着支援事業））交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 所要額調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 所要額明細書（様式第4号）
- (4) 歳入歳出予算（見込）書の抄本
- (5) その他参考となる書類

2 前項の書類の提出期限は別に定める。

(交付申請の取下げ)

第6 規則第7条第1項による申請の取下げの期限は、この補助金の交付決定の通知を受けた日から5日以内とする。

(変更申請等)

第7 前条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 事業の内容を変更しようとするとき

医療施設運営費等補助金（診療所承継・開業支援事業（地域への定着支援事業））内容変更承認申請書（様式第5号）

(2) 事業を中止又は廃止しようとするとき

医療施設運営費等補助金（診療所承継・開業支援事業（地域への定着支援事業））中止（廃止）承認申請書（様式第6号）

(実績報告)

第8 この補助金の実績報告は、医療施設運営費等補助金（診療所承継・開業支援事業（地域への定着支援事業））実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

(1) 所要額精算書（様式第8号）

(2) 事業報告書（様式第9号）

(3) 実績額明細書（様式第10号）

(4) 歳入歳出決算（見込）書の抄本

(5) その他参考となる書類

2 この補助金の実績報告は、補助事業の完了した日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(交付請求)

第9 補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、医療施設運営費等補助金（診療所承継・開業支援事業（地域への定着支援事業））交付（概算払）請求書を知事に提出するものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年8月8日7医看第139号）

この要綱は、令和7年度の補助金から適用する。